

資料 1
令和 7 年 月 日

厚木市長
山口 貴裕 様

厚木市文化財保護審議会
会 長 薄 井 和 男

厚木市指定有形文化財の指定について（答申）

令和 7 年 1 1 月 1 3 日付けの厚木市指定有形文化財の指定に係る諮問について、慎重に審議した結果、別紙のとおり委員の意見がまとまりましたので、答申いたします。

答 申 書

1 諮問を受けた文化財

(1) 名称及び員数

紙本著色 仏涅槃図 狩野惟信筆 1 幅

(2) 文化財の種類

有形文化財（絵画）

(3) 所在地

厚木市中依知 679 番地

(4) 所有者

厚木市中依知 679 番地

宗教法人蓮生寺 代表役員 難波 則光

2 指定に関する評価

本資料は、厚木市中依知の日蓮宗蓮生寺に伝来する仏涅槃図である。表具裏面及び箱書き等の墨書から天明 5 年(1785) 2 月に什物として納められ、文久 2 年(1862) 9 月に多くの檀家から寄進を受けて修復が行われていることが分かる。また、画面右下の銘および落款から狩野惟信によって描かれたものであることが分かる。

本資料は狩野惟信による優れた仏涅槃図の作例であるとともに、地域との関わりが深い文化財として、厚木市指定有形文化財の指定に十分適したものであるといえる。

なお、評価についての詳細は、別紙指定理由説明書を参照していただきたい。

紙本著色 仏涅槃図 狩野惟信筆 指定理由説明書

令和7年 月 日

厚木市文化財保護審議会

- 1 名称及び員数 紙本著色 仏涅槃図 狩野惟信筆 1 幅
- 2 文化財の種類 有形文化財(絵画)
- 3 所在地 厚木市中依知 679 番地
- 4 所有者 厚木市中依知 679 番地
宗教法人蓮生寺 代表役員 難波 則光
- 5 構造・法量 紙本著色 掛幅
縦 225 センチメートル
横 145 センチメートル
- 6 所 見

本資料は、蓮生寺に伝わる仏涅槃図であり、表具及び箱書き等の墨書から、天明5年(1785)2月に什物として納められたことが分かる。また、表具裏面によると、文久2年(1862)9月に修復が行われており、その際に多くの檀家から寄進を受けていることが分かる。

蓮生寺は日蓮宗中山法華寺の末寺で、開山は宗祖日蓮、開基は本間重連、中興は日源である日蓮の霊跡「星下りの奇瑞」を伝える市内3箇寺の一つであり、境内には星下りの梅樹がある。また、同寺には旗本小幡氏の墓所があり、小幡氏代々の墓碑が並ぶ。

仏涅槃図は釈迦入滅の場面を描いたもので、時代や宗派を超えて数多く描かれ、釈迦入滅の2月15日に営まれる涅槃会において用いられる。国内に現存する最古の例は金剛峯寺本(国宝)で、応徳3年(1086)の作である。

本資料の図様は、中央の宝台上に頭を左側に置いて横たわる釈迦、その周囲には菩薩や天部、釈迦の弟子、王族、貴紳などを、下部には様々な動物を描き、生きとし生けるものが釈迦を慕い悲嘆にくれる様子が表現されている。画面右上方には満月が輝き、釈迦の生母である摩耶夫人が忉利天から飛来する姿が描かれている。釈迦の周囲には沙羅双樹の木が右側に3本、左側に5本立ち、後方の右側にかけて跋提河が流れる。このような場面は『大涅槃経』に基づいたもので、仏涅槃図の通例によくみられるものである。

人物や風景は精緻な筆遣いによって丁寧に描かれており、衆生の悲しむ様子には臨場感がある。画面全体は水墨を主体としているが、釈迦を始めとす

る一部の人物等には淡い彩色が施されている。

画面右下には「中務卿養川法眼藤原惟信筆」の銘と朱印の落款がある。中務卿法眼藤原惟信は狩野惟信のことであり、狩野惟信 33 歳の作であることが箱書き等から分かる。

作者の狩野惟信は宝暦 3 年(1753)の生まれで、奥絵師である木挽町狩野家 7 代の絵師であり、養川、養川院、玄之斎を画号とした。12 歳で奥御用絵師を務め、10 代将軍徳川家治や老中田沼意次に重用された。天明元年(1781)に法眼に叙せられ、寛政 2 年(1790)に木挽町狩野家を継いだ。寛政 6 年(1794)には法印に叙せられている。大和絵を得意とし、江戸城障壁画や京都御所の絵事を多く手がけた。文化 5 年(1808) 1 月 9 日に 56 歳で没している。法名は「養川院殿玄之斎法印惟信日詔大居士」。

以上、本資料は、奥絵師狩野惟信による大幅の作品であり、優れた画風で美術的な価値が高いことに加えて、裏書には寄進者として近隣地域の多数の人物が名を連ねており、檀家の信仰心の篤さが窺われ、歴史的な価値も非常に高いことなどから、厚木市にとって地域の歴史を考える上で重要な文化財であり、市指定文化財として誠に適切なものであると考えられる。